



た議第587号  
平成27年3月27日

B型肝炎訴訟大阪原告団・弁護団

原告団代表 小池真紀子様  
弁護士 長野真一郎様

たつの市議会議長 松下信一郎



### 請願の審議結果について

平成27年2月20日付けで貴職から提出のあった請願については、下記のとおりたつの市議会定例会において「採択」され、意見書を関係機関に送付いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 採択した請願について

##### (1) 請願名

「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書の提出を求める請願」

##### (2) 採択年月日

平成27年3月25日(水) 平成27年第1回たつの市議会定例会(第5日)

#### 2 提出した意見書について

##### (1) 意見書名

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」

##### (2) 意見書文

別紙のとおり

##### (3) 意見書提出年月日

平成27年3月27日付



意見書第 6 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであることは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。さらに、障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の人が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予も許されない課題である。

よって、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月27日

兵庫県たつの市議会議員 松下 信一郎

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 様